

令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金 Q&A

(令和4年4月1日)

【共通】

Q1 交付申請から交付決定までにかかる期間はどれくらいですか。(蓄電池設備(創エネ型)以外)

概ね3週間です。

Q2 交付要綱第3条第6項(2)の、「山形県の他の補助金」とは何ですか。

県建築住宅課で所管する「住宅リフォーム総合支援事業」(市町村が窓口)を想定しています。

なお、補助金の対象となる設備が異なれば、双方の補助金について対象となります。

Q3 事業完了後の書類の提出期限「電力受給開始日(蓄電池設備)／設置工事の完成の日(木質バイオマス燃焼機器等)後30日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日」は、どのように解釈したらよいですか。

蓄電池設備に対する補助の場合の「電力受給開始日」や、木質バイオマス燃焼機器等に対する「設置工事の完成の日」を事業完了日といいます。この事業完了日が2月までの場合は「事業完了日から30日目」が提出期限になり、「事業完了日」が3月の場合は「3月31日」が提出期限になります。

Q4 「設置工事について、県内施工業者が行うもの」とありますが、県外の業者と契約を交わす場合は対象になりますか。

実際の施工を県内施工業者が行うものが対象になります。

契約を交わした県外の業者から実際の設置工事を県内施工業者が下請けするなどの場合は、補助の対象になります。

【蓄電池設備(創エネ型・地産地消型)】

Q1 今年度、蓄電池への補助はありますか。

県では、蓄電池設備に対し次の2つの場合に補助金を交付します。

① 蓄電池設備と太陽光発電設備を同時導入する場合(創エネ型)

- ・補助率:初期実効容量のキロワットアワー当たり5万円又は1/3のいずれか低い額
- ・上限:25万円
- ・申請方法:**FIT 認定の申請後、令和4年7月29日までに事前申込書提出**

※申込多数の場合、抽選を行います。

申込受理決定通知を受けた方は、設置工事及び電力受給開始後に交付申請書を提出

② 既に太陽光発電設備を導入されている住宅等に、令和4年度において蓄電池設備のみを導入する場合(地産地消型)

- ・補助率:初期実効容量のキロワットアワー当たり5万円又は1/3のいずれか低い額
- ・上限:10万円
- ・申請方法:**設置工事着工前に交付申請書を提出**

Q2 太陽光発電設備が既に導入されている住宅が当該設備を増設する場合も、最大10万円の補助ということか。

蓄電池補助に当たっては、太陽光発電設備の「新規導入」を要件としており、発電設備の増設は対象になりません。

このため、ご質問のとおり、太陽光発電設備が既に導入されている住宅に対しては最大10万円の補助となります。

この場合、**工事着手前に、交付申請書の提出が必要**となります。

Q3 補助金額はどのようにして算出しますか。

算定においては、国等の補助事業の執行団体(一般社団法人環境創造イニシアチブ(略称SII))に登録された製品情報のうち、初期実効容量(kWh単位の小数点以下第1位未満を切捨て)に5万円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を用います。上限は、創エネ型は25万円、地産地消型は10万円です。

Q4 太陽光発電設備の工事を開始してしまいましたが、補助金の事前申込はできますか。

令和3年4月1日以降に着工し、令和4年度中に事業完了(電力会社との電力受給開始)するものであれば、事前申込ができます。

Q5 交付要綱第3条第6項(3)の、「国等の補助」とは何ですか。

【蓄電池設備】

令和4年度においては、「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」を想定しています。

Q6 補助対象となる国内メーカー(国外メーカーの日本法人を除く。)の製品とは。

過去の補助事業で申請実績のあったもの及びお問合せのあったものを区別すると下記のとおりです。

なお、下記に列挙したものは過去実績があったもののみであるため、国内メーカー製品であることをお確かめのうえ申請ください。

【令和4年度において対象としないもの】

ハンファQセルズ、デルタ電子、カナディアンソーラー、テスラ 等

【木質バイオマス燃焼機器】

Q1 新築の家に薪ストーブを取り付ける予定です。住宅建設工事は着工してしまいましたが、補助金の交付申請はできますか。

住宅建設工事の着工については県への交付申請前であっても差し支えありませんが、薪ストーブなど補助金の対象となる設備に関する工事(煙突など付属の機器の取り付け工事も含みます)の着工は、交付決定後でなければなりません。

Q2 現在、ペレットストーブを設置していますが、薪ストーブに更新する予定です。補助対象となりますか。

ペレットストーブと薪ストーブは同一の補助対象設備(木質バイオマス燃焼機器)とみなします。したがって、この場合は「更新」にあたり、補助の対象とはなりません。

Q3 申請者自身が補助対象設備を用意する場合などに、交付申請前に材料を購入し、補助対象経費の資料として、見積書の代わりに領収書を用いて補助金の申請はできますか。

交付申請を行い、交付決定を経た後に事業着手が可能になるところ、交付決定前の補助対象設備の購入は事業の事前着手に該当しますので、補助を利用するにあたっては、事前購入など補助対象経費の支払、決済は行わないでください。

Q4 設置業者との契約金額が20万円を超えれば補助要件を満たしますか。

補助対象経費は機器の設置に直接必要な経費であり、例えば設備の保険料や各種個別サービス、同時購入した燃料、補助手続代行料など、一部の経費は対象になりません。

補助対象経費が20万円を超えるものとして申請しようとしたものの、内容を審査した結果、20万円以下になってしまう場合も想定されますので、経費についてはあらかじめよく確認して申請してください。

なお、木質バイオマス燃焼機器は補助対象経費が「20万円を超えるもの」が対象であり、20万円ちょうどのものは対象になりません。

また、交付決定があっても、施工後の補助対象経費の実績額が20万円を超えなくなった場合は補助金の交付ができませんので、注意してください。

Q5 別記様式に記載する「設置場所」とは何ですか。

今回設置する木質バイオマス燃焼機器(ストーブ)が、建物内のどの場所に設置されたかを確認しますので、階数、場所、その建物内で何台目の設置かをご記入ください。
その際、「場所」には、どこに設置されたか特定が可能な場所名をご記入ください。

例 北側フロア、給湯室、共用部分、台所、リビング 等

Q6 交付要綱第3条第3項(1)の、薪又はチップを燃料とするストーブに関する承認はどのように確認すればよいですか。

仕様書やカタログに記載されておりますのでご確認ください。
たとえば、ヨーロッパノームの場合は「EN13240」との記載があります。
不明点は販売業者へお尋ねください。

【地中熱利用装置】

Q1 地中熱と空気熱を両方利用する空調装置については、補助対象経費をどのように整理したらよいですか。

地中熱と空気熱を両方利用する空調装置を設置する場合、ヒートポンプ等、空気熱固有の設備についての経費は対象外となります。不凍液等を循環させるための配管等、地中熱、空気熱の両方で用いる設備については、全て補助対象とします。

Q2 地中熱利用装置(融雪装置)の設置について、施工箇所の舗装費用は補助対象になりますか。

配管を埋設するための路盤整備及び保護コンクリートの打設は補助対象とします。それ以外の施工は現状復帰を基本とし、舗装にあたる施工を新たに行うものは対象外とします。

現状が砂利敷きを含め、土間である場合、埋設した配管の上に設置するブロック、タイル等の設置は舗装にあたり、補助対象外となります。現状がタイル、ブロックである箇所に施工する場合、その現状に復帰する経費は補助対象とします。

Q3 井戸が既に設置してあり、既設の井戸を利用して地中の熱を採熱することとしたとき、井戸掘削以外の施工(地下水を流す配管等設備の埋設やコンクリート舗装など)を補助対象経費として、地中熱利用装置を設置する事業は補助対象になりますか。

補助対象になります。

【V2H設備】

Q1 V2H設備とは。

電気自動車等のモーターに蓄えられた電力を、家庭に給電するための設備です。
設備要件として、太陽光発電設備を新設する又は既に導入されていることを設けております。
このことにより、再生可能エネルギーを活用した電力の地産地消や、停電を伴う災害時の対応力強化に資することとなります。

Q2 補助を受けられる対象は。

県が行う補助事業は、
「住宅用（個人）であって、太陽光発電設備を新設又は既設の住宅に、令和4年度においてV2H設備を導入する場合」となります。

※ 県が行う補助事業は、国等が行う補助金の交付の対象とならないものに対し行い、国等の補助（クリーンエネルギー自動車導入促進等補助金等）との併給はできません。

以上